

1959.12.15 (No. 192)

ジーリスト

埠があがると（よく本人が他船に救われて帰つて来ることがある）認定死亡は当然にその効力を失うのであるが、これで一応戸籍の処理はつく。また、戸籍法第八六条第三項は「已むを得ない事由によつて、死を証することができないときは、死亡の事實を証すべき書面を以て、これに代えることができる」と規定しており、昭和二十五年静岡地方の洪水に際し、激浪にまきこまれ、そのまま行方不明になつた者が、その後二箇年間を経過し、なお死体を発見できない場合戸籍の処理につき、流水にまき込まれ二年間捜索したが全く死亡したものとみなすとの村長、駐在所の巡査、目撃者、親戚の者の証明書、戒名を附し（仮）葬儀を営みたることの親族及び僧侶の証明書を添附した死亡届を「受理して差支えなし」と回答している（昭和三十五年九月五日附民事申第一四二六号民事局長回答）。しかし右のように戸籍による死亡届ができる場合は、一応死亡とみとめられるが届が不得ない場合は、結局、失踪宣告（危難失踪）による外はないであろう。ところがわが民法は、失踪宣告の効果発生の時期を「期間満了」の時に死亡したものと看做す（民法三一一条）と規定している。従つて、右の期間満了までは、失踪者につき、生存の推定があるわけである。されば、祖父と長男、次男が共同で死亡したところ、祖父と次男の死体はみつか

つたが、長男の死体がみつからず、只得ず、失踪宣告の申立をして、宣告の財産がいくのに、次男の孫にはこれが

一
はしがき

第五章・名古屋の歴史

学者はいう、「法は社会生活の規範であつて、社会に於いて存在し、社会の変遷に伴うて変遷する」と(一)。おれは、「社会ある所即ち法なり」(ubi societas ibi ius)との格言ば、この間の事情をいたるものである。従つて、「苟も多数の人が互に相交渉ある生活を送るとすれば、其の共同生活が繼續して存立し得る為には、如何に原始的な形に於いてであつても、尙各人相互の交渉に於いて、各人の急ぐきこと、急ぐかわざる」

きには、本能の闘争と力の支配が横行するわけである。かの緊急避難は事態の法律的説明ではあるが、実は、法自らが法の及ばない世界を認めたものである。われわれは、戦後、敗走する軍隊の無秩序について、数多くの挿話を見かれてきた。然し、その挿話がいかに裏切なものであるにせよ、それは、異郷の戦野という、いわば通常の社会生活から隔絶された社会でのできごとであった。

と、為し得べまいとに付き、必然に何等かの法の存するものが無ければならぬ。若し何等の法も存せず、各人が其の欲する所を恣にすることが出来るとすれば、其處には唯實力の闘争あるのみで、間ち、ホーリッスの所謂『縦ての縦てに対する戦』(bellum omnium contra omnes)となるの外は無く、社会生活の存立し得る余地は無い」と。学者は、このように、続けて「縦ての縦てに対する戦」(縦ての縦てに対する戦)を止揚するといふ、万人の万人に対する戦)を止揚するといふ、「縦ての縦てに対する戦」(縦ての縦てに対する戦)を止揚するといふ、万人の万人に対する戦)を止揚するといふ、

ところが、今回の伊勢湾台風による名古屋市南部、三重、岐阜一部の水没地帯における災害後の社会秩序混乱の現象は、われわれの社会生活の内部におけるできごとであつた。この地帯における市民の生活は、法による平和から、一瞬にして生命維持のための闘争の生活にかわつた。この地帯に在つては、勿論、極めて短い期間ではあつたにせよ、法の妥当する社会生活の条件が失われたわけである。被災直後、公、私の救援活動がはじまる迄の二、三日ないし四、五日間の水に鎖されたこの地帯の生活については、未だ殆んど知るべき資料がない。

然し、その台風による禍害がいかに史
上未曾有のものであったにせよ（3）、そ
れが、局地的現象に止る限りは、全体と
しての法は、その一部地帯について麻痺
し失われた機能を、当然に回復せずに是
おかしい。然し、そのような機能の回復
についても、まず、かかる水没地帯の人
人の生活手段の確保という条件に整えら
れることが必要であった。空氣のぬけた
ボールを例にとればよい。ボールは球体
でなければならぬ。人は、空氣が抜け
るためにひずみをきたしたボールを、も
との球体に回復しようとする努力する。然
し、そのためには、ボールは球体でなけ
ればならぬ、といくら叫んでみてもはじ
まらない。新しい空氣の注入が必要なの
である。水没地帯に対する生活物資の救
援は、この地帯の麻痺した法の機能を回
復させるための不可欠の条件であった。
なお、ここで、われわれは、被災地に対
しよせられた全国各地からの溢るばかり
の救援活動に対しては、いうをまたな
いところであるが、心からなる感謝の意
を表せなければならない。

ところで、水没地帯に対する生活必需
物資の救援が漸く軌道にのってくると共に、
この地帯の法による生活の秩序づけ
も徐々に回復してきたわけではあるが、
社会生活の一部において、たとえ一時的
にせよ、このように法の機能が麻痺し、
社会の法による秩序づけに欠陥を生ずる

と、その混乱は、勢い、他の傷をうけな
かつた地帯の秩序ある生活にも影響を及
ぼし、その間相互の力関係による多少の
あつべきの生ずることを免れ難い。しか
も、その混乱は、警察権力があげて救援
活動に忙殺され、一部に警備状態の空白
と混亂を生ずることにも原因するであら
うが、加えて、一部の法の機能の麻痺に
伴う社会の法秩序全般に対する蔑視の思
想に影響されることも否定できない（4）。
そして、かかる混乱の現象は、水没地
帯の生活秩序が救援作業によりいちおう
回復して、非水没地帯との往来も頻繁に
なり、経済的交渉が漸くはじまると共に
倍化される。皮肉なことではあるが、全
体の社会生活がいちおうの軌道に乗ると
共に「法的」犯罪が発生する。すなわ
ち、この時期の犯罪は、被災直後の法の及
ばない生活から生ずるものではなく、法
が現実に妥当している生活の中から生ず
る言葉の正当な意味における犯罪そのもの
の、というべきものである。かかる犯罪に
対して適切な検挙が、適切な時期に行わ
れる必要のあることは当然である。もし、
かかる犯罪に対する司法的措置にして當
初は、名古屋市内だけでも、死者一、七九二
人、行方不明三〇〇人、住家全壊一二、七
三五、流出四〇八人、被災者概数五一七、三
一八人となっている。（10・20同市災
害対策本部発表）。（4）本田教授は、この
点を人間の心理的面からとふえている。
(同教授、災害と人間と政治。10・11
中田)。

屋高検は、管内名古屋、津、岐阜三地方
の検挙状況について一言しておこう。
県警は暴利取締本部を設け、警官三〇〇
人を動員、一日にして警告一六四件、檢
査三件の成績をあげる。（10・1、同県
警は「台風ドロボウ」に備え警官八〇〇
人を動員、被災地の夜間パトロールに重
点をおき不審者の職務質問を強化し、
「災害につけ込んで他人の物や漂流物を
盗むと重く処罰されます（10・10警署）」の
標示が被災地は勿論市内一円に貼り出さ
れる。水防団員等による漂流木材及び原
木等の横領が検挙される。このころから
水没地帯に対する見舞客を法外の高値で
運搬する水上救助出現。（10・2、台風
ドロボウ第一号検挙、復旧資材の価格の
高騰はいぜんとしてやまない。）（10・
3、台風ドロボウ第一号検挙、起訴され
る。）（10・4、水没地帯の居住者に対し
集団避難勧告。）（10・5、避難勧告を拒
否する者が続出、その原因として、水没
地帯におけるいわゆる海賊の横行のため
避難後の家財の盗まれることを危惧する
ことが強調され、更に水没地帯の水上バ
トロール強化のため警視庁第一機動隊二
〇〇人が投入。このころから水害地の復
旧作業の進展と共に諸物価はいちおう安
定。（10・5、水害義援金募集中義をか
け込んで起る一般刑法事犯、經濟事犯に
対しては各県警と協力して取締体制を
強化すると共に、各地検に災害対策本
部を設置、これら事犯については早期に
起訴し、裁判所に對し迅速な審理を要望
する。このころから災害につけこんで生
じたと認められる強・窃盜、漂流物横
領、經濟事犯の検挙が活潑に行われる。
（10・11、名古屋市、三重県等におい
て町内会長らが町内居住者の被災程度を
過大に申告し救援物資の不正受配をした
事例が問題となる。（10・13、東京、
大阪各警視庁機動隊及びバトカーを増
強、被災地のパトロールを強化する。
（1）美濃部、法の本質、九頁。（2）同書
（3）伊勢湾台風による被害状況
（4）本田教授は、この

二 犯罪の概観

の種類を記入し、使用することを認めた、事例もある。水難救護法による届出の手続は屢々実践されているものの、その配分の措置については、やはり疑問が残るであろう。一種の自救行為と解すべきものであろうか。なお、「現在の刑法はこんどのような非常事態を予想していない」と、検察官をして、占有離脱物横領罪の法定刑の軽さを口惜しがらしめたといわれる事件に、九月二七日朝、愛知県半田市日出町で台風の高潮のため家屋が流出し家財をさがしていた某が、高潮のため水死して漂着していた某女が手から離れさず握っていたボストンバッグの中から現金二一万七千円を拾得して横領しながら現金二一万七千円を拾得して横領しないためにあげられている（一一・六毎日）。

卷之三

災害救助法が適用され、公私の救援活動が活潑になるにつれ、危惧されたのは、同法四六条所定の「詐欺その他不正な手段で救助を受け、または受けさせられる」事態の発生することであった(この場合、詐欺罪の構成要件を充足するものについては、同条二項により刑法詐欺罪の規定が適用されるわけである)。蓋し、かかる行為は、行急者自らが災害に乘じ不正の利益を得をすることが違法とされるのは勿論として、眞実のり災者に対する救援活動をも阻害させる虞れがあるからである。警察、区役所等においても、見舞金の一覧

の種類を記入し、使用することを認めた、事例もある。水難救護法による届出の手続は屢々実践されているものの、その配分の措置については、やはり疑問が残るであろう。一種の自救行為と解すべきものであろうか。なお、「現在の刑法はこんどのような非常事態を予想していない」と、検察官をして、占有離脱物横領罪の法定刑の軽きを口惜しがらしめたといわれる事件に、九月二七日朝、愛知県半田市日出町で台風の高潮のため家屋が流出し家財をさがしていた某が、高潮のため水死して漂着していた某女が手から離さず握っていたボストンバッグの中から現金一一万七千円を拾得して横領した例があげられている(一・六毎日)。

名古屋市では、中川区野立町の主婦たる二〇余人が一〇・四同市中川警察署を訪れ「床下浸水の世帯がり災証明書を受けている。自分たちは、もとと被災の大きい所の人たちに災害救助法を適用して貰うべく、証明書を辞退した。然し、正直者は馬鹿だという人がある」と抗議を申し出た、と聞く。同警察署の調査によるところ、中川区内の被害状況は、床上浸水七、八九七、床下浸水九、四三〇戸であるのに、一〇・六現在同区役所が発行したり災証明書は一五、四四六に達している(一・五中日)。『床下浸水以下の軽い被災者は災害救助法の適用から除外されている』次に同市南区では、一九日までに準り災害世帯を含めて約三万一千世帯に証明書を発行したが、そのうち、既に約千五百世帯が二重登録をしていることが判り、このうち五百世帯は自発的に届出たが、まだ千世帯からは届出がない、と報道された(一・二〇朝日)。

因としては、各役所側で、済むのを容を確認する余裕がなく、そのため各地区の自治会長や民生委員にある程度認定をまかせたこと、被災者の側においても、り災証明書発行の趣旨を十分理解できなかつた点をあげている。

然し、同市港区福永新田市営住宅稲永莊事件のよう、自治会代表者らの提唱により市からの見舞金を返上したAブロックの処置に対し、見舞金を受取った他のブロックの有力者らが「Aブロックが返上すれば、自分達も返上しなければならない」と、いいがかりをつけ右自治会代表者に集団暴行を加えた事例(暴力行為等処罰法により公判請求)や、明らかに災害程度を過大に詐って申告したと認められる三重県松阪市の事例(一〇・一二中日)等も見受けられるのであって、不正の救助を受けた者については、やはり、すくなくとも災害救助法第六条所定の犯罪を構成する場合もかなりあったのではないが疑われる。

然し、その不正受配の点について、事例として検挙された事例は、現在までには一件も聞かされていない。たとえ、不正の救助を受けた者であっても、り災者であることに間違いはなく、又、災害救助によっては、り災者の蒙った損害をとつて補償することはできないのであるから、その間の多少の不正は見逃すべき

ところで、台風につけ込んだ詐欺罪として検挙され、あるいは、警察当局が被害にからぬよう一般の注意を求めるために、いわゆる見舞金詐欺、被災者に化けた同情詐欺の類しがある。「風水害見舞金名簿」をこしらえ、知名人から高額の寄附があったように、かつてに記入し、青年会の名義を潛称し、戸別に訪問して水害義援金を集めているとあれば三千円を騙取したもの（一〇・三〇）公判請求、「市民の博愛心を巧に利用した悪質な詐欺」として懲役三年が求刑されている。同日・中日）、あるいは、「一流商社の名義を騙り「得意先に台風見舞として贈る」のだからとふれ込んで、たばこ相当量を註文し、いったん店を出て、暫くして再び同店を訪れ、「得意先に至急届けなければならぬから包装できた分だけすぐ貰いたい。残りは又取りに来るから商社宛の伝票をきつておいてくれ」と巧みに相手をだまして煙草を受け取り、そのまま逃走（このような事例は他に数件報告されている。なお、神戸でも幽靈会社を作り、名古屋の災害地に送ると詐り平板トタン二五〇枚価格二万六千二百五十円相当の取込み詐欺をした事件があるようである。一〇・一三・中日）、なお、「水害り災者でお困りの方を求む」という求人広告（住込みのうどん屋の出前）を見て、被災者と詐り、住込んだうえ店

1959.12.15 (No. 192)

の自転車や現金を持ち逃げした事件もあるが(一〇・二三中日)、法律的には、横領罪又は窃盗罪を構成するものであるが、相手方の同情心につけ込んだ点では、やはり詐欺的色彩の濃いものとして扱つてよからう。

(二) 経済関係犯罪

台風後、復興資材、生活必需品などの価格が高騰すべきことは、当然予想されたことであつたし、事態はまたその必然のコースをたどつた。しかも、災害後の物資不足が局地的かつ相対的のものであればあつただけに、そのような物価の異常な高騰が短期間に常態に復すべきことは、災害直後から計算にいれられていたわけであり、悪徳業者はまさにその短い期間に勝負を挑んだわけであろう。愛知県警察本部が摘発した事例について、物価の高騰の実態を見て貰いたい。

九月三日検挙された三件は、台風の翌

(ホ) その他

二七日、台風前一枚一七〇円のトタン板を六一〇円で、スレート瓦一枚一五円のものを一枚百円で、米一升を三五〇円で売却した類いで、そのような価格の高騰は、台風後一四、五日を経過して漸く下落の傾向を見せはじめた。このようないるの異常な高騰の事態に当面して、愛知県警察本部は、九月三〇日以降暴利取締本部を設け、極めて強

硬な態度で臨むこととし、摘発、検挙、警告に努めることになるが、法的規整のためとして用いられたものは、終戦後物価の高騰を抑えるために制定され、最近殆んど適用されることになかった。いわば反故同然の物価統制令であった。特に、その九条の二(不当高価販売)、一〇条(暴利販売)及び食糧管理法中公定価格違反に関する一〇条、三一条であつた。

ところで、同取締本部が一〇月二九日までに愛知県下で検挙したものは、三九件(うち名古屋市内三件)、上申書を取り説論処分したもの二四九件、また警告したもの、七三三件にのぼつた。これを見ると、ついで米穀類、野菜類、調味副食品、木材板類の順になつていて、(一〇・三〇中日)。

町内会費の未納を理由にその者を、町内会長が救援物資の配給面から落し、あるいは、家主が家賃の滞納を理由に避難先までに愛知県下で検挙したものは、三九件(うち名古屋市内三件)、上申書を取り説論処分したもの二四九件、また警告したもの、七三三件にのぼつた。これを見ると、ついで米穀類、野菜類、調味副食品、木材板類の順になつていて、(一〇・三〇中日)。

三 事件処理の概観

ここでは、昭和三四年一〇月二八日現在名古屋、岐阜、津各裁判所において受理した事件について、その処理の大要を述べることとする。

伊勢湾台風による風水害の混乱に乗じてなされたと考えられる事件は、検察官においても事件として表示のうえ起訴することとし、裁判所においても、これらの事件については、他事件に拘らず優先的に継続、集中審理し、特に迅速な裁判が得られるように努力がなされている。検察官側においても、裁判所に対し同趣旨の要望を打ち出していたことは、既に述べた。災害により混乱をきたした社会秩序を回復し、安定させるために、法の強制力を以つてする司法作用が介入すべき必然性があった。もつとも、その風水害の混乱に乗じてなされたと考えられる事件といつても、これを抽象的に定

る例が、同市中川区でも三町について報告されている。一〇・一九中日)更に、救援物資

の権利を喪失することを恐れた結果だと思つている。

(2)漂流物横領罪について純粹に財産罪の性格を徹底できるかについては疑問がある。明治四五・三・一九日大判刑録一八輯

三五二頁も、漂流物を漂流物として横領すれば同罪は成立するので、その所有権の帰属について、証拠説明を要しないという。

(3)わたくしは、被災者が集団避難勧告に応じなかつたのは、より直接には、被災者の人の家、土地に対する感情的執着と、その家、土地を離れることによって借家、借地

義ずることはさほど困難がないとしても、もし、それらの事件に対しても特別な処理をすることとなるとすれば、いかなる事件を以ってこれにあたるかについては、やはり意見の岐れるところがあるわけであるし、更に遡って、この種事件について、特別な処理の要求される所以も検討してからなければなるまい。そして、経済関係犯罪は格別とするも、これを窃盜罪に限つて考えてみても、その窃取行為の日時、場所、あるいは、その目的物のいかなる点に評価の重点を置いて考へるかによって、これを風水書の混乱に乗じてなされたものにいれて考へるか、どうかについては自ら結論を異にする(1)。

事件として、名古屋地方裁判所管内において右期間内に受理した事件は、合計七九件、うち判決言渡済みのもの六件となつてゐる。その内訳は、同地裁本庁で窃盜九(一)、漂流物又は占有離脱物横領九、詐欺、同未遂三、私文書偽造、同行使一、強盗致傷一、住居侵入一、物価統制令違反三、食管法違反二、賃物故買一、半田支部で窃盜四、漂流物横領一、岡崎支部で窃盜三(一)、漂流物又は遺失物横領二(一)、豊橋支部で詐欺一、名古屋簡裁で窃盜一(二)、漂流物又は遺失物横領九、半田簡裁で窃盜八、漂流物又は占有離脱物横領七、豊橋簡裁で窃盜一、漂流物又は占有離脱物横領二となつており、岐阜地裁管内では、大垣簡裁で窃盜一(一)、高山簡裁で同一、津地裁管内では、同地裁で窃盜三(一)、漂流物横領一、財物故買一、同牙保一、上野簡裁で窃盜一(一)、四日市簡裁で窃盜三、漂流物横領一となつてゐる。津、岐阜管内において、経済関係犯罪のみられないことは、これらの管内で特に被害激じんであつた地域が農、漁業地帯であったことによるものであろうか。そして、津管内における窃盜事件が、主として倒壊した電柱から電線を切断して盗み取ることを内容とするものであったことも、同管内で特に、風害がひどかつたことに由来するものであらうか。

ところで、これらの事件については、各庁を通じ特に迅速な審理が徹底し、すべて第一回公判で審理を終結し、判決も即日言渡し、おそらくも五日後となつておらず、強盗致傷罪にあつてさえも、一〇・一三起訴、第一回公判、同二七、判決言渡、同三一、審理期間一九日となつてゐることとは、この間の事情をたんてきに示すものである。

次に、この種事件に対する量刑についてであるが、そこでは、一般に厳罰方針がとられており、特に、名古屋管内においては、この傾向が顕著である。例えれば、九・二八朝、台風で半壊した倉庫から古本三百円を盗んだ者に対し懲役二年（一〇・一六名古屋簡裁言渡、前科があるとうであるが、普通の場合なら微罪だが、災害につけ込んだ悪質な行為であることが認められていよいである。一〇・一六中日）、一〇・一夜、被災者が漸く水没を免れた家屋に運び出した背広など二〇点（七百円相当）を窃取した者に対し懲役三年（一〇・一二名古屋地裁言渡、被災者が漸く水没を免めたものと認むことは、血も涙もない海賊的行為で台風ドロのうち最も悪質といつてゐる。一〇・一一中日）、一〇・九路上に水害で濡れたふとん縄（八百円相当）が庭先に干してあったものを窃取した者に

対し懲役一年(他に四千四百円相当のバッテリ一個の窃盜あり、一〇・一一名古屋地裁言渡)が、それぞれ言い渡されている。通常の事件ならば起訴猶予もしくは執行猶予のつけられる程度のものである。

然し、この重罰処理の傾向は、津地裁管内では、必ずしも認められているものとはいえない。例えば、二名共謀のうえ、九・二九ころ台風被害地の揖斐川、長良川中堤防止の倒壊した電柱から専用電線約七〇〇米を窃取した者に対し懲役各一年(一〇・二九津地裁言渡)、二名共謀のうえ、台風の被害をうけた電柱からハダカ電線約一四・六匁を切断窃取した者に対し、うち一名は懲役一年二月、他の一名に対し同じ懲役刑。但し、三年間執行猶予(一〇・二九上野垣裁言渡)の例をとれば、名古屋地裁管内との刑の不均衡は余りにも明白である。岐阜地裁管内においても、風水害に乗じてなされた犯罪として報告されている窃盜を含む四件の九・二八ころの窃盜に対し懲役一〇月が言渡されている(一〇・二七大垣裁言渡)。

なお、名古屋地裁管内の、この種の事件についての重罰主義の傾向は、経済関係犯罪の处罚についても顕著にみられるところであって、名古屋市内において九・二七から三日間に亘り、計三名に対し白米九・八キロを一・四キロ(一升)当り三五〇円で売却し、千五百余円の利益をえた雑誌商の女主人に対する食糧管理法

ショリスト

違反事件にいて、懲役六月及び罰金一千万円。（但し、懲役刑については、二年間執行猶予を科す。）この違反事件にいて、検察側は最近死文化している同法を強く打ち出したが、また裁判官も台風直後の社会事情を考慮してこの判決になったものである。この判決に賛成していることは明らかである。——

（○中田）

ところで、名古屋地裁管内において、同じく台風被災地である津、岐阜管内の各裁判所と比べて、特に、その風水害の混乱に乗じて行われたとされる犯罪について、重罰処理の事例が重ってみられるのは、も早や担当各裁判官の個性の違いに帰せられるものではなく、それを超えて、担当各裁判官に共通の、ある評価基準が働いているものとみるべきである。

もともと、ここで一言断つておかなければならぬことは、裁判それじたいの性質上、検察庁における行政機関からする指示、あるいは、事件処理に関し事前ににおける担当各裁判官の申し合わせ又は、協議といった種類のことは、絶対になされていないことである。ことはあく迄裁判官各自の意識の問題であり、その意識と共通して作用する価値基準に関するものである。然し、そのような価値基準の内容については、判決書の面においては遂

新聞紙の伝える重罰理由としての「台風後の社会混乱に乗じて行われた悪質な犯罪」だから、というだけでは、小賢しい理屈を弄するようではあるが、やはり法律理論としては熟していない。問われているものは、このような社会混乱に乗じて行われた犯罪とは何か、そして又そのような犯罪に対して特に重罰すべき所以はどこにあるのかということである。被災者の物を盗んだという、そのことで、台風後の社会混乱に乗じて行われた犯罪と断することは困難であろうし、又特に、その窃盜行為を重罰にすべく、それはほど明らかな理由の存するものとも思われない。前記のたまたま台風当夜の停電の際に窃盜を行つたという事例についても然りである。ある人はいう。それは社会の秩序を守るためである、と。又ある人は、このような事態に在つては、一罰百戒、よろしく応報刑主義に徹すべきである、と。なるほど素朴な感情論としてはよく理解できる。然し、これららの主張には、意氣の昂揚は感ぜられるとしても、それ程内容を伴つたものは認められない。徒らに社会秩序の維持ということを、声を大にして叫ぶことは、災害優先をカサに着て、「一刻を争う復興のためだ。救援物資運搬の車輌は、道路交通法規などにかまけておられない。」という運転手諸君の態度と共通のものが

ある。(災害後の交通道德の混乱は目に余るものがある。取締りの警察官に対し、逆に「車輿を妨げるのはお前達だ」と逆襲する者も多かったと聞く。一一・九中日。聖戰完遂を看板にした當時のきびしい経済取締法規を先ず躁觸したものか、他ならぬ軍そのものであったことを想起せよ。)

ところで、われわれは、裁判による社会秩序の維持といつても、それは法の適用が適正、迅速しかも確実になされること、それじたいによることであって、それ以上のものではないと考えている。勿論、災害後の混乱した社会事情のもとで論議、災害後は、急速、確実の要請が適正のそれによまして働くらしくあるう。然し、だからといって、そのことから、かの台風後の社会混乱に乗じて行われたとされる犯罪に対して、重刑を以つて臨まなければならぬという論理必然性はない。重刑を以つて臨むということが、直ちに法の適用の確実性を実証するものではないからである。名古屋地裁管内のこの種事件がある。岐阜管内のそれに比して、一般的に事件について、通常の事件に比べて、一般的に重刑を以つて臨む理由があるとするすれば、それは、やはりこの種事犯の行為者において、反規範性を特に顕著に肯定すべき、すなわち、責任を一段と加重す

べき事情が類型的に存在するものと考えられるからである。台風の暴威に打ちのめされて塗炭の窮屈にあえいでいるのを、その事情を知り乍ら、更にその苦るしみに追い討ちをかける如く、その者に漸く残された家財を盗み去る窃盜犯人の心情には、確かに明白な非人間性、反規範性がみられるのであり、強い非難に値するものの存することは、否定できない。そして、このよう責任を加重すべき類型的事情は、場合によっては、行為当時の状況のそれであることもあるうし、又、場合によつては、被害者側の事情であることもあるう。然し、それらのいずれの事情によるものであれ、それが行為者に対する責任加重の事情として作用するためには、やはり行為者において、その事情を行ふ行為當時において認識していることを必要とするわけであろう。もし、そうであるとするならば、裁判所におけるこの種事件の審理にあたつても、行為者側に存すべきこの事情の認識を、裁判所としても認識することが必要である。

られない」として懲役八年及び同七年を言い渡した名古屋地裁一〇・三一の判決には、「学ぶべきものがあるようと思われる（検察側及び新聞のこの判決に対する受けとり方は、極めて不満のようである。「意外に軽い判決」という新聞の見出しがそれを示している。一〇・三一中日）。そして、台風後漸く四旬を閑し、社会の状態もいちらう治るに伴い、この種事件の処罰にも漸く寛刑のきざしが見えていることも注意してよいことである（九・二八台風で飛散した被災会社のトタン板一七枚を拾得横領した者に対し、懲役一〇月、三年間執行猶予の判決が言渡されている。一一・九名古屋地裁判決）。

(1) 西ドイツ刑法(二四三)条は、周的のようないくつかの目的物、場所、犯行の時間、及びその手段等の特殊の場合を通常の窃盜罪に比べて重く処罰する。独立の構成要件をきめたものではなく、いわゆる刑罰加重類型に属するものと解されている。なお、既に廃止された戦時刑事特別法がそうであつた。

四
むすび

たと考える。然し、法による社会秩序の維持といつてみても、それは無内容のものであつてはならないし、又無条件のものではあり得ない。もつとも、今回の伊勢湾台風の場合のごとく、社会秩序の混乱が局地的であり、しかも、それが短い期間に恢復すべきことが当然予測される場合には、なるべく早急の段階において、法による社会秩序維持のために断固とした方策の講ぜられるべきことが必要ではあった。

然し、ことを裁判の面に限つていうならば、その法による社会秩序維持のための方策といつてみても、つまるところ、既存の法が迅速、確實かつ適正に適用されることにつきるものである。犯罪の处罚についても、徒らに厳罰主義を振り廻すことだけが、当を得たものとは考えられない。やはり、厳罰の結論を導くためには、当該の事件が相応の要件を具備したものでなければならぬはずである。裁判が世評に動かされてならないことは、いずれの事件についても同じである。いわゆる台風後の社会混亂に乗じてなされたものと認められる犯罪事件の処理について、すぐれて要求されることはない、文字通り早期の検挙と迅速な裁判であった。被災各地の裁判所が、困難な条件(一)にも、拘らず、よくこの迅速裁判の要求には応えたものとみるのは、わたくしのひが目であろうか。

ところで、法秩序の維持ということとが、特に、今回のことき災害後の混乱した社会情勢に対処して問題となる場合、専ら市民相互の関係からだけ観察され、たとえていうならば、上と下との関係を、上の立場をいちおう括弧の中に入れながら、上から見下ろした観点からだけで問題が扱われ、統括機関又は行政機関そのものが法の下にあること、従つて、その各機関の法的責任を論ずるといふことに論ずることが從来看過されてきた。

然し、今回の伊勢湾台風の場合においても、その災害が人災によるもの多い所以が數多く指摘されている。そして、それが、もし人災による場合があるとすれば、当然にその者の法的責任が論ぜられて然るべきである。災害後の社会混亂に際し、法秩序を維持するということは、単に現在及び将来に対する関係だけではなく、過去において、法が確実、適正に遵守されてきたこと、あるいは、その遵守されるべきであったことを実証するものでなければならない。そして、そのことは、市民及び市民相互の関係に対してだけあってはまることではなく、統治又は行政の各機関に対してもひととしく妥当することである。伊勢湾台風による水没地帶の被災者が、「台風の被害は、國家が護岸堤防の管理を怠ったためであるから慰

料を支払うべきである」として、一
・三名古屋地裁に対し、国家賠償法(二
一項に基く)國を相手方とする損害賠償
求訴訟を提起し、同じく水没地帯の被
害者が、國に対し、海岸法(四条に基き
岸堤防の完全な設備を施行すべき請求
訴を提起し(一一・四朝日)、あるいは、
京都龜有署が伊勢湾台風により同都内
筋区小菅町七九三番地先綾瀬川の木製
門が流出し、一三四八世帯を水びたし
した責任を追及して、水門の改修工事
当った区役所吏員三名を、過失溢水罪
嫌疑で書類送検した事件(一一・五朝
(二))のことは、どのように事件が結
するにせよ、災害後の法による社会秩
維持の問題が、従来と異つた新しい角
から、批判されるべきものとして恰好
素材となるものであろう。

ところで、法秩序の維持ということとが、特に、今回のこととき災害後の混乱した社会情勢に対処して問題となる場合、専ら市民相互の関係からだけ観察され、たとえていうならば、上と下との関係を、上の立場をいちおう括弧の中に入れながら、上から見下ろした観点からだけで問題が扱われ、統括機関又は行政機関そのものが法の下にあること、従つて、その各機関の法的責任を論ずるといふことに論ずることが從来看過されてきた。

然し、今回の伊勢湾台風の場合においても、その災害が人災によるもの多い所以が數多く指摘されている。そして、それが、もし人災による場合があるとすれば、当然にその者の法的責任が論ぜられて然るべきである。災害後の社会混亂に際し、法秩序を維持するということは、単に現在及び将来に対する関係だけではなく、過去において、法が確実、適正に遵守されてきたこと、あるいは、その遵守されるべきであったことを実証するものでなければならない。そして、そのことは、市民及び市民相互の関係に対してだけあってはまることではなく、統治又は行政の各機関に対してもひととしく妥当することである。伊勢湾台風による水没地帶の被災者が、「台風の被害は、國家が護岸堤防の管理を怠ったためであるから慰

藉料を支払うべきである」として、一
条一項に基く國を相手方とする損害賠償
請求訴訟提起し、同じく水没地帯の被
災者が、國に対し、海岸法一四条に基き
海岸堤防の完全な設備を施行すべき請求
訴訟を提起し（一・四朝日）、あるいは、
東京都龜有署が伊勢湾台風により同都内
葛飾区小菅町七九三番地先綾瀬川の木製
水門が流出し、一三四八世帯を水びたし
にした責任を追及して、水門の改修工事
に当った区役所吏員二名を、過失溢水罪
の嫌疑で書類送検した事件（一・五朝
日）（2）のごときは、どのように事件が結
着するにせよ、災害後の法による社会秩
序維持の問題が、従来と異った新しい角
度から、批判されるべきものとして恰好
の素材となるものであろう。

(1) 名古屋地方法院管内においても、
職員の殆んど全員が火災し、床上浸水以上
の被害を蒙った者だけでも全府員の約一割
五分に達している。

(2) なお、朝日ジャーナル一一・一一
号参照。
(三四・一一・一八)
(筆者・名古屋高裁判判事)